

PCB 廃棄物の収集運搬体制づくりについて

1. 現行の法体系における PCB 廃棄物の収集運搬

PCB 廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）」によって保管や収集運搬、処理の方法などが規定されている。

(1) 特別管理産業廃棄物

PCB 廃棄物は「廃棄物処理法」で特別管理産業廃棄物（ごく一部に特別管理一般廃棄物）に指定されている。

（参考）

- ア．一般廃棄物：産業廃棄物以外の廃棄物（ごみやし尿など）
- イ．産業廃棄物：事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、
廃油等の 19 種類

これら廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性など人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれのあるものをそれぞれ、特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物に区分している。

(2) PCB 廃棄物の収集運搬の基準

【特別管理産業廃棄物の収集、運搬の基準】

廃棄物処理法第 12 条の 2、施行令第 6 条の 5

- ア．廃棄物が飛散、流出しないようにすること
- イ．収集や運搬にともなう悪臭、振動、騒音を防止すること
- ウ．人の健康又は生活環境に被害が生じないようにすること
- エ．他の物と混合しないように区別し、収集、運搬すること
- オ．運搬車や運搬容器からの廃棄物の流失や悪臭の発生を防止すること
- カ．収集運搬を行う者は廃棄物の種類等を記載した文書を携帯すること
他に積替えの基準が規定されているが、市が提示した条件の中で、本事業においては市内での積替えは禁止している。

(3) 産業廃棄物処理の仕組み

ア．排出事業者の処理責任

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら適正に処理するか、または他人に委託して処理する責任がある。

イ．特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可

産業廃棄物の収集運搬を業として行うためには、都道府県知事または保健所設置市長の許可が必要となる。

2. 国の PCB 廃棄物の収集運搬の整備

現在国では、PCB 廃棄物の適正処理にあたり、安全で効率的な PCB 廃棄物の収集運搬を確保するため、「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」を策定中である。また、必要な政省令の改正についても検討している。

3. 東海地区広域協議会における広域収集運搬体制づくり

(1) 東海地区広域協議会の設置

平成 15 年 5 月 23 日、PCB 廃棄物の安全かつ確実な処理と安全な収集運搬体制づくりについて協議するため、東海地区の 4 県 7 市による広域協議会が設置された。

(2) 構成

ア. 会員

岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

岐阜市、静岡市、浜松市、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市

イ. 特別会員

環境事業団

ウ. オブザーバー

環境省

(3) 検討事項

ア. PCB 廃棄物の安全対策に関する事項

(ア) 緊急時の連絡体制

(イ) 緊急時の措置

イ. PCB 廃棄物の収集運搬に関する事項

(ア) 計画的な収集運搬体制

(イ) 許可基準、運行基準、運搬容器等

(ウ) GPS システム等を用いた車両運行管理システム

(エ) 保管事業者、収集運搬事業者への指導方針

ウ. PCB 廃棄物処理計画に関する事項

(ア) PCB 廃棄物の届出情報の整理

(イ) PCB 廃棄物処理計画の調整

エ. その他 PCB 廃棄物の処理事業に関する重要事項

(4) 検討内容

これまで 2 回の会議を開催し、各検討事項について取組み事項と課題等の整理を行い、豊田市内の運行ルートについても協議した。今後より円滑に検討を進めるため、「情報管理」「収集運搬」「処理計画」「緊急時連絡体制」の各ワーキンググループを設置した。